



【大会に関する問い合わせ】

第 35 回全国ろうあ高齢者大会 in えひめ実行委員会
〒790-0811 愛媛県松山市本町 6 丁目 11 番地 5
愛媛県視聴覚福祉センター内
TEL/FAX 共通 089-923-7928
E-mail : hime.dfkyou-s22@ninus.ocn.ne.jp

【お問合わせ・お申込み】

(株) JTB ビジネストラנסフォーム JTB 九州中国四国MICEセンター (受託販売)
「第 35 回全国ろうあ高齢者大会 in えひめ係」
〒810-0072 福岡県福岡市中央区長浜1-1-35 新KBC ビル5 階
TEL : 092-751-2102 FAX : 092-751-4098
E-mail : ehime-rouren35@jbx.jtb.jp

東京都知事登録旅行業第3-7539 号

(営業時間 : 月～金 10 : 00 ～ 17 : 00 土日祝休み)

東京都知事登録旅行業第 3-7539 号 総合旅行業務取扱管理者 : 原 詩織

※総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う支店での取引の責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点があれば、ご遠慮なく上記の総合旅行業務取扱管理者にお尋ねください。

●【旅行企画・実施】

株式会社 J T B 松山支店

観光庁長官登録旅行業第 64 号

一般社団法人日本旅行業協会正会員、旅行業公正取引協議会会員



旅行業公正取引
協議会 会員



ボンド保証会員

第35回全国ろうあ高齢者大会

第37回全国ろうあ高齢者ゲートボール競技大会

第14回全国ろうあ高齢者グラウンド・ゴルフ大会

大会案内書

(参加申込書添付)



期日 : 2023年9月21日(木) ～ 9月24日(日)

会場 : 松山市総合福祉センター・松山市民会館
愛媛県総合運動公園 (補助競技場、球技場)

主催 : 一般財団法人全日本ろうあ連盟 高齢部

主管 : 愛媛県聴覚障害者協会



国内募集型企画旅行ご旅行条件書（要約）（宿泊と日帰り旅行に適用されます。）

この書面は旅行業法第12条の4に定めるところの取引条件の説明書及び同法第12条の5に定めるところの契約書面の一部となります。
（お申込みの際には、必ず旅行条件書（全文）をお受け取りいただき、内容をご確認ください。）

■募集型企画旅行契約

この旅行は(株)JTB（以下当社と言います）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」と言います。）を締結することになります。旅行契約の内容・条件は、各プランに記載されている条件のほか、別途お渡しする

旅行条件書（全文）、出発前にお渡しする確定書面（最終旅行日程表や予約確認書など）及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

■旅行のお申込みおよび契約成立について

申込書に必要な事項を記入し、令和5年8月17日（木）までに旅行代金額をお支払ください。旅行契約は当社が契約の締結を承諾し申込金・

（本ツアーでは旅行代金の全額）を受領した時点で契約が成立となります。

■旅行中止の場合

ご参加のお客様が当パンフレット（本書面）に明示した最少催行人員に満たない場合、当社は旅行の催行を中止する場合があります。この場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日前に当たる日（日帰り旅行は3日前）より前に連絡させていただき、お預かりしている旅行代金の全額をお返しします。

■旅行代金に含まれるもの

各プランに明示した宿泊費、食料料金、交通費、入場料及び消費税等諸税・サービス料及び添乗員同行費用が含まれます。（旅行日程に記載のない交通費等の諸費用及び個人的性質の諸費用は含まれません）

■取消料

お客様は前述に記載した取消料をお支払いいただくことにより旅行契約を解除することができます。なお、取消日とはお客様が当社の営業日、時間内に解除する旨をお申し出いただいた日とします。

■免責事項

お客様が以下の理由により損害を受けられた場合は当社の賠償の責任を負いません。①天災地震、気象状況、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行中止。②運送機関等の事故もしくは火災又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行中止。③官公署命令、又は伝染病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難。④運送機関の遅延、不通又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは目的地・滞在期間の短縮。

■特別補償

当社は、当社または当社が手配を代行させた者の故意または過失の有無にかかわらず、当社約款特別補償規程に基づき、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命または手荷物上に被った一定の損害について以下の金額の範囲において

補償金または見舞金を支払います。（死亡補償金：1500万円、入院見舞金：2～20万円、通院見舞金：1～5万円、携行品損害補償金：お客様1名様につき～15万円、ただし補償対象品1個あたり10万円を限度とします。）

■旅程保証

当社は当パンフレット（本書面）に記載した契約内容のうち、当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部第29条及び別表第2）に掲げる重要な変更が生じた場合は同条に定めるところにより変更補償金をお支払いします。

■添乗員等

【宿泊プラン】宿泊プランには添乗員は同行致しません。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン類や予約確認書面（請求書や予約確認書）をご出発前にお渡し致しますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様自身で行って頂きます。

■個人情報の取扱について

(1) 当社及び販売店は、旅行申込の際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただく

ほか、お客様がお申込みいただいた旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内、当社の旅行契約上の

責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内、並びに旅行先の土産品店でのお客様の買い物等の便宜のために必要な範囲内でお申込みいただいたパンフレット及び最終旅程表に記載された運送・宿泊機関等及び保険会社、土産品店に対し、お申込み時にいただいた個人情報及び搭乗される航空便名に係る個人データを、予め電磁的方法等で送付することにより提供いたします。

(2) 当社及び販売店は、旅行中に疾病・事故等があった場合に備え、お客様の旅行中の連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報、お客様に疾病等があった場合で連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、

連絡先の方の個人情報を当社及び販売店に提供することについて連絡先の方の同意を得るものとします。

(3) その他、個人情報の取扱いについては、ご旅行条件書（全文）の「個人情報の取扱い」をご参照ください。なお、当社の個人情報に

関するお問い合わせ窓口は次の部署となります。

株式会社 JTB お客様相談室 ☎140-8602 東京都品川区東品川 2-3-11

<https://www.jtb.co.jp/form/inquiry/wmform.asp>

■旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2023年6月1日を基準としています。又、旅行代金は2023年6月1日現在の有効な運賃・規則を基準として算出しています。

■国内旅行保険加入のすすめ

安心してご旅行していただくため、お客様自身で保険をおかけになることをおすすめいたします。

旅行企画・実施
観光庁長官登録旅行業第64号
日本旅行業協会正会員

株式会社 J T B 松山支店



旅行業公正取引
協議会 会員